

(様式1)

債権譲渡承諾依頼書

令和 年 月 日

大阪市水道局長

〇〇 〇〇

譲渡人 市 町 丁目 番 号
株式会社

代表取締役 実印

譲受人 市 町 丁目 番 号
株式会社 銀行

支配人 実印

譲受人 市 町 丁目 番 号
信用保証協会

理事 実印

譲渡人(以下「甲」という。)が、貴局に対して有する下記の債権を株式会社〇〇銀行(以下「乙」という。)及び〇〇信用保証協会(以下「丙」という。)の両者に譲渡し、この両者が譲渡債権を準共有とすることにつき、〇〇〇契約書第〇条第〇項ただし書きに規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

なお、〇〇〇契約書第〇条に規定する、かし担保責任は当然のことながら甲に留保されること、また、下記の債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。

また、譲渡債権のお支払いにつきましては、甲が乙及び丙からの委任を受けて引き続き回収にあたりますので、乙及び丙から貴局に対する特段のご通知がない限り、乙及び丙が指定した下記の銀行預金口座にお振込みくださいますよう、あわせてご案内申し上げます。乙又は丙のいずれかから貴局に対しこれと異なる振込先の指定する通知がなされた場合には、その指定する口座へお振込みください。

記

[譲渡債権の表示]

【物品等】

- (1) 契約名 _____
- (2) 契約締結日 _____年____月____日
- (3) 納品場所 _____
- (4) 納 期 _____年____月____日
- (5) 契約代金額 金 _____ 円 (ただし、契約変更により増減が生じた
- (6) 支払済前払金 金 _____ 円 場合はその金額による)

- (7) 支払済部分払金 金 _____ 円
(8) 債権譲渡額 金 _____ 円 [令和 年 月 日現在見込額]
(8) = (5) - (6) - (7) (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

【工事請負】

- (1) 工事名 _____
(2) 契約締結日 _____年__月__日
(3) 工事場所 _____
(4) 工期 _____年__月__日から_____年__月__日
(5) 請負代金額 金 _____ 円 (ただし、契約変更により増減が生じた
(6) 支払済前払金 金 _____ 円 場合はその金額による)
(7) 支払済部分払金 金 _____ 円
(8) 債権譲渡額 金 _____ 円 [令和 年 月 日現在見込額]
(8) = (5) - (6) - (7) (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

[乙及び丙が指定した銀行預金口座の表示]

- 1 金融機関名 フリガナ フリガナ
〇〇銀行〇〇本支店
2 預金種別、口座番号 〇〇預金〇〇〇〇〇〇〇〇〇
3 口座名義 フリガナ
〇〇〇〇

債 権 譲 渡 承 諾 書

令和 年 月 日

譲渡人 市 町 丁目 番 号

株式会社

代表取締役

譲受人 市 町 丁目 番 号

株式会社 銀行 御中

支配人

譲受人 市 町 丁目 番 号

信用保証協会

理事

上記につき、債務不履行を事由とする契約の解除をもって乙及び丙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、〇〇〇契約書第〇条第〇項ただし書きの規定により承諾

する。ただし、承諾の依頼に際し、甲、乙又は丙に虚偽があった場合には、承諾の取り消しを行う。

なお、本承諾によって〇〇〇契約書第〇条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

記

1 譲渡対象債権は、次のとおりとする。

物品等の納入が完了又は役務が完了した場合には、納入検査又は完了検査を受け、検査に合格し、引渡した部分に相応する契約代金額から、既に支払いをした前払金、部分払金、当該契約により発生する大阪市水道局（以下「水道局」という。）の請求権に基づく金額及び本件契約以外により発生する水道局の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

ただし、本契約が解除された場合においては、納入検査又は完了検査を受け、検査に合格し、引渡した部分に相応する契約代金額から既に支払いをした前払金、部分払金、当該契約により発生する違約金等の水道局の請求権に基づく金額のうち契約保証金等により確保されなかった金額及び本件契約以外により発生する水道局の請求権に基づく金額を控除した額の全額である。

工事契約においては、当該請負工事が完成した場合における、請負契約書第32条第2項の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金、当該契約により発生する水道局の請求権に基づく金額及び本件契約以外により発生する水道局の請求権に基づく金額を控除した額の全額である。

ただし、当該契約が解除された場合においては、請負契約書第47条第1項の出来形部分に相応する請負代金額から、既に支払いをした前払金、部分払金、当該契約により発生する違約金等の水道局の請求権に基づく金額のうち、契約保証金等により確保されなかった金額及び本件契約以外により発生する水道局の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 甲、乙及び丙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行わないこと。

3 乙及び丙は、本件契約に基づき水道局が行う出来形査定結果について、一切異議を申し立てないこと。

発注者 大阪市水道局長

〇〇 〇〇 印

確 定 日 付 欄 令 和 年 月 日